

日弁連法務研究財団

認証評価検討委員会（第3回）議事録

2004年1月21日（水）午後1時～3時

日弁連法務研究財団：認証評価検討委員会（第3回）議事録

- 1 日 時 2004年1月21日（水）午後1時～3時
- 2 場 所 弁護士会館17階1701会議室
- 3 出席者
委員長 柏木 昇
副委員長 飯田 隆、京藤哲久
委 員 阿部一正、飯室勝彦、浦部法穂、小幡純子、亀井尚也、川端和治、菊池武久
小山 稔、納谷廣美、長谷川裕子、日和佐信子、宮川光治、村瀬 均、吉松 悟
米倉 明
事務局長 由岐和広
事務局 江森史麻子、宮武洋吉、山本崇晶
- 4 議 題
 - 1 事務局における準備状況の報告
 - 2 評価基準の具体的内容
 - 3 自己点検・自己評価項目、同報告書
 - 4 運営及び組織体制に関する事項
 - 5 評価方法、手続
 - 6 法科大学院訪問調査（報告とお願い）
- 5 配付資料
 - 資料2 1 第2回認証評価検討委員会議事要旨
 - 資料2 2 評価基準（案）
 - 資料2 3 評価基準の検討課題
 - 資料2 4 2つのマインド・7つのスキルと評価基準の関係のマトリックス
 - 資料2 5 自己点検・自己評価項目（案）、同報告書添付資料（案）
 - 資料2 6 自己点検・自己評価報告書様式、同記載要領（イメージ）
 - 資料2 7 組織、運営（案）
 - 資料2 8 認証評価、異議申立手続の概要（案）
 - 資料2 9 評価のプロセス案（A型）
 - 資料3 0 評価のプロセス案（B型）
 - 資料3 1 評価関係書類（案）
 - 資料3 2 現地調査のイメージ
 - 資料3 3 認証評価検討委員会（第2回）議事録
 - 資料3 4 大学訪問調査報告書
- 6 議 事

○柏木委員長 きょうは、お忙しい中をお集まりいただきましてありがとうございました。

早速きょうの議題に入りたいと思います。きょうの議題は、お手元にお配りしてある通りですが、まず幹事の選任から入りたいと思います。飯田先生、御説明をお願いします。

○飯田副委員長 参考資料として、早田幸政プロフィールというのが、1枚もので本日追加してご配付申し上げているのですが、お手元にございますでしょうか。

実は、認証評価の実務的な検討を今進めているわけですが、そのためにはやはりこういう評価のご専門の方の協力が必要になってきております。昨年暮れぐらいから、いろいろご相談に乗っていただいていたわけですが、この検討委員会にも正式に幹事という形でご参加いただいてもよろしいのではないかとと思ひまして、幹事の選任についてご提案する次第でございます。

早田さんという方は、このプロフィールに書いてございますように、基準協会でこういう大学評価活動の件の、実質的に中心的人物であられたわけですが、昨年11月に基準協会を退職されて、現在金沢大学の大学教育開発・支援センターということでこういう評価事業を担当しておられる、そういう方でございます。評価のご専門の方でございますので、協力を得たいと思っている次第でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○柏木委員長 今、飯田先生よりご紹介がありましたけれども、早田幸政氏を幹事に選任することにつきましてよろしゅうございますでしょうか。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○柏木委員長 ありがとうございます。

それでは、早田幸政氏を幹事に選任する件、承認されたものといたします。

それでは、議題に入りますが、まず最初に、事務局における準備状況の報告ということで、これも飯田先生から願ひいたします。

○飯田副委員長 本日ご配付してあります資料22から34までにつきまして、簡単に検討状況をご報告したいと思ひます。

まず、資料22でございますが、これが本日ご検討いただく中心的課題でございます評価基準の具体的なたたき台でございます。直近までいろいろ検討していたので、ご送付が遅くなりまして申しわけございませんが、きょうこれをご検討いただきたいということでございます。

資料23は、そのご検討いただく中で、事務局でいろいろ見直したときに問題があったことございまして、きょうはこの資料23を中心にご検討いただくと、そういうこともご提案したいと思っております。評価基準の検討課題。

資料24は、前回この委員会でお話に出ましたが、二つのマインド、七つのスキルとこの評価基準の関連性についてご説明しようということでおつくりしたものでございます。若干不十分でございますので、もう少しバージョンアップを図りたいと考えている次第でございます。

資料25は、本日差し替え版をご用意しておりますが、いわゆる自己点検・評価項目のたたき台でございます。一番新しい評価基準案に即して項目を整理し直しまして、本日差し替え版としてご配付申し上げた、これは本日の議題3番でご検討いただく内容でございますが、この資料25と資

料 26、これが自己点検・自己評価報告書のイメージでございますけれども、このような方向で報告書の案をつくっていかどうかをご議論いただければと思っています。

次に、資料 27 につきましては、これは組織、運営の案でございます。黎明期に記載した組織、運営に対して若干の変更が発生していますので、そのあたりについてもご議論いただければと思います。並びに、評価料をどう設定するかという議論もそこをお願いしたいと思っております。

資料 28 は、認証評価の評価手続並びに異議申立の手続でございます。異議申立手続につきましては、正式には次回のテーマでございますが、全体と関連がございますので、ご議論いただければと思っています。

資料 29、30 でございますが、実際の評価がどのようなプロセスで行われるかにつきまして、イメージを固める必要がございますので、A 型、B 型という形でプロセス案を作成いたしました。A 型は、秋学期に評価、現地調査を受けるという場合の案でございます。B 型は春学期に現地調査を受けるという案でございますが、いずれも大変時間がかかります。このようなスケジュール案でいかどうかも含めて、評価手続の評価方法についてのご議論のときにご検討いただければと思っています。

次に、資料 31 でございますが、現在のところ整理されている評価に関連する書面、手続書面あるいは説明書等が、これに書いておりますように 13 ぐらい必要になるのではないかとということで整理をしております。これについては、何とかそれを 3 月までに完了したいということで、先ほどの早田さん等の協力を得て、これから突貫作業で進めていきたいと今考えている次第でございます。

資料の 32 でございますが、これは 3 泊 4 日で現地調査をするということを構想しているわけですが、具体的な調査はどういうふうにするのかについて、イメージとしてお作りしました。現在、大学訪問をしておりますが、そのときにもこれを提示してディスカッションさせていただいている、そういう資料でございます。現地調査のやり方につきましては、この認証評価の眼目に当たるところでございますから、ご議論いただければと思っている次第です。

資料の 34 でございますが、これは現在、12 月末から大学の訪問調査を始めておりますが、約 20 校近く回りまして、訪問予定のところも十数校ございまして、その状況をご報告申し上げたものでございます。後ほどまた江森事務局員の方からご説明申し上げたいと思っておりますので、よろしく願います。

以上、簡単に資料の説明と本日の議題との関係でございます。

○柏木委員長 どうもありがとうございました。

ただいまの点につきまして、何かご質問ございますでしょうか。

特になければ、きょうの中心議題である 2 番の評価基準の具体的内容に入りたいと思います。先ほども飯田先生からご説明がありましたように、資料 23 を中心にやりますけれども、そのほかにも資料 22 に関してお気づきの点があればご議論いただきたいと思います。

まず最初に、山本先生の方から、この資料 23 についてご説明をいただけますでしょうか。

○山本事務局員 資料 23、検討課題を羅列しましたので、それから資料 22、評価基準の検討版、それからもう一つ、資料 24、マトリックスの表になってございますが、この三つを前に添えてご説明

させていただきたいと思います。

まずもって、この関係の資料をお送りしたのが直前になりまして、申しわけございませんでした。資料 23 でございますけれども、八つ項目を挙げてございます。タイトルの後に、括弧で 2 の であるとか数字を書いています。これは、評価基準の方の大項目と小項目の番号に対応するものでございます。

一つ目は、入学者における社会人等の割合をどう規定するかということで、項目でいいますと 2 の 、評価基準の 5 ページでございます。多様性・開放性というところでございます。「入学者全体に対する「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」の割合が 3 割以上となることを目標として適切な努力をしていること」と、このような書き方をし、下に注としまして、「実務等の経験のある者」とはかくかくしかじか、注の 6 で「3 割」の母数はかくかくしかじか、それから 7 で「適切な努力」はこのようなことという解釈注を挙げておりますけれども、そもそも評価基準として、3 割を目指す適切な努力をしたけれども、結果として 2 割を切ったような場合、これはこの項目についてはバツがつくのかどうか。法科大学院として不適格というような評価をするのかどうか。いわば数値がぱしっと出てきますので、そこの扱いについて詰めておく必要があると存じます。入学辞退者があらわれたりとか、途中でおやめになる方とか、いろいろな場合がございますので、その辺、この 3 割というものの意味合いについて、そういうことです。

この前提としまして、第三者評価の持つ機能として、行政権の発動を促す面がございます。評価で赤ランプがつくと、文部科学省が調査に入り、さらに設置基準を守っているかどうかということ を調べるとい、いわば端緒の役割を果たすものでございます。そういうことであれば、ある意味では 2 割を切ったら赤ランプをつけて知らせるといのも一つの考え方であろうと思ひますし、ちょっとそれはやり過ぎだと、努力をしていけばいいではないかといのも一つの考え方であろうと存じます。

以上が、一つ目の問題として出ています。全部ざっと説明する形でよろしいでしょうか。

○柏木委員長 はい、お願いします。

○山本事務局員 二つ目。法律基本科目におけるクラスの人数ということでございます。3 の でございますから、評価基準の 7 ページでございます。ここでは、 の下から二つ目のぼちに「授業を同時に行う学生数が適切な状態であること」という基準に書き込んでおりまして、注の 11 で「法律基本科目の場合、50 人を標準とし、60 人を超えないこととする必要がある」というふうに書いております。この場合、例えば 60 人を超えた場合には、この項目についてはバツをつけるのかどうか、法科大学院として不適格だという評価をするのか。この数字につきましてはかつて大変議論されたところでございますので、ここの扱いもひとつきちんとしておく必要があるのではなかろうかと思ひます。

現に今回の法科大学院の設置申請に当たりまして、クラスの人数が多くて指導を受けた格好のところがあるようです。何で 60 人がよくて 80 人ではだめなのか、50 人なら本当にいいのかという ような、評価基準としてどういう扱いをするのかということにつき、審議願えればと存じます。

三つ目、授業の適切な実施というところでございます。項目でいいますと 3 の 、カリキュラム

と教え方の中の、先ほどの の上から二つ目のぼち以下でございます。「開設科目が効果的に履修できるような適切な態様で授業を実施していること」、これだけ見ますと抽象的でわかりにくいですが、非常に重要な意味合いを持つところでございます。これを実際に多段階で評価するためには、もう少し細かく規定する必要があるのではなからうか。一つの案として、科目別あるいは科目群別にももう少し詳細な基準あるいは視点のようなものを設けまして、民事系科目についてはかくかくしかじかのことをしているか、こういう授業だったら形態はどうしているか、教材はこういうものを使っているかどうか、あるいは試験の仕方がこうであるかというような、事細かに項目を挙げて評価する、そういう考え方が一つあると思います。ただ、それがいいことなのかどうか。余り、かつての銀行のような、はしの上げおろしまで指導するようなものにしていいのかという点もでございます。この辺は、方向性という点でご議論いただければと存じます。

四つ目、二つのマインド、七つのスキルということと評価基準との関係でございます。この委員会でも何度かご審議いただいているものですが、鳴り物入りで二つのマインドだ、七つのスキルだと声高らかに言っているわりには、評価基準という形で見てみますと、何だ、こんなものかと、こんなのはどこでもできるのではないかという、まさしくこの点でございます。これは単なるフィロソフィー、かけ声であるとか、それとも評価基準なり解釈指針の方にいろいろな形で反映されるべきものなのかという点で、検討が必要であろうと考えております。

資料 24、マトリックスという形で表をつくっています。これも、表をつくっていることにとどまっております。左側に二つのマインド、七つのスキル、五つの姿勢という欄を設けました。上に現在の評価基準の案の大項目を挙げております。このマトリックスを見ましたならば、例えば左の縦の七つのスキルは、各項目のこういう評価要素に反映されるのではなからうかという、ある意味ではマップでございますけれども、それはどうなのかということについては、まだ本来の意味といえますか、箱をつくったにすぎないという状態でございますので、いろいろご審議賜る部分であります。

五つ目、教員の教育能力の評価でございます。評価基準で見ますと、10 ページ、 のところでございます。「各教員が、担当科目に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者であること」。これは、設置基準にそういう書き方をしておりますし、設置申請の際に各教員の適合性について、ある意味では事細かな基準を設置審の中で設けて審査がされたということ、後出しではないかという、非常に問題を残したところです。これをやることと、この認証評価機関での評価との関係がまず整理しておくことであると思います。

個別教員の適格性についての評価をやることになるのかどうか。その際に「参考」といったような細かな基準を規定して適用するのか、それをそのまま引っ張ってくるのか。今回つくられました「参考」は、法科大学院が立ち上がる際の基準でございまして、これから法科大学院が走り始めいろんな教育が行われる、その成果が出てくる。その中で、問題点の指摘がなされおいおい変わっていく必要があるのではないか。教育実態であるとか教育の成果等を通して、個々の教員の教育能力については評価し得る部分があるのではないか。個々の教員の評価をやるのか、教育実態等の評価を通じて評価すればいいのか、という問題がございます。

さらに、この項目で、いわゆる多段階評価をするというのはどうなのか。個々の教員について、この教員はトリプルAだとか、この辺は普通だとか、この点でちょっと問題がある、というようなことをやるのが期待されているのかどうかということです。あるいは、そういう個人の教員の評価は、その法科大学院自身が教員評価としてやればいいのか、認証評価団体は、その教員が適切な基準とプロセスで選抜され採用されたものなのか、きちんと評価されているのかどうか、というプロセスを評価するという点でいいのではないかという点を整理しておく必要があると存じます。

6つ目は、成績評価や修了認定についての学生からの異議申立手続です。各大学に評価基準についての意見を伺った際に出てきたこととさせていただきます。評価基準でいいますと13ページ、成績評価・修了認定、既修者認定もさせていただきます。それぞれについて、厳正に行われていることとすることを担保する一つの手段として、そういう評価をされた者、あるいは認定を受けた者、受けなかった者から異議の申立手続を設けるとするのは、一般的な考えとしてはあるのですが、それが大学というところのプロセスになじむものかどうか。だれをどういう評価をするかというのは、評価者であるところの先生の専権事項であると。あるいは、だれを卒業させるかというのはその大学教授会の専権事項であって、それについて学生から異議の申立があっても、それを経て結果を変えるというようなことがなじむのかどうかという問題提起がございましたので、その点についてもご意見を賜ればと存じます。ベター項目として入れておくということがどうなのかという程度の項かもしれません。特に既修者認定につき異議の申立をとということを書きますと、あたかも入学選抜で入れなかった理由を説明してくれということにつながりかねないということの問題であります。

7つ目、在籍者と総定員とのバランスでございます。入学者と入学定員のバランスの問題もさせていただきます。評価基準でいいますと16ページ、のところで「在籍者数が総定員と適切なバランスがとれていること」ということとさせていただきます。定員という概念がアメリカのロースクールではないそうです。それを、例えば入学者定員というのは各大学が発表しております定員の3倍を総定員とするという数字をつくりまして、いわば各年度での入学者、辞退者もさせていただきますので、そのばらつきの調整、あるいは退学者、あるいは留年者も入るのかという観点から、総定員枠におさまっていることを評価して、それは学習環境に大きく影響するので、そのようなことをやるのかどうか、その場合の数のとり方がやや難しく、未・既修者2年コースとか3年コースと言われているものの関係で整理しておく必要があると存じます。

8つ目、適切な管理運営ということでございます。評価基準でいいますと、7、自己改革体制の中、17ページの一番下の項目でございます。「法科大学院の管理運営が、透明性のある適正な手続きにより適切になされていること」。いわゆる教授会の運営であるとか、教育研究資金の配分などなどの重要な事項がどんなプロセスでなされているのかということとさせていただきますが、これを法科大学院の教育の評価という本認証評価団体の目的との関係で、そこまでやる必要があるのかということとさせていただきます。

教育を評価しろということであれば、いわゆるカリキュラムだとか教員だとか、実際のあいつた授業であるとか、あるいは学生のできのぐあいだとか、そういうようなところを評価すればいい

のであって、教授会のやり方とか理事の選び方とか、そういういわばアドミ的な部分までやるというのは、護送船団行政のような面があるのではないか。また、これをやりますとこういう資料を出してほしいというものがまたどんどんふえる、そういうところまで期待されているのかどうかというところが今回ご審議を承りたいという点でございます。

以上がこちらの方で考えました。

○柏木委員長 ありがとうございます。

そのほかにも論点はあると思いますが、とりあえず事務局の方で特に気になっている点ということで8点ばかり、山本先生の方からご説明をいただきました。この順番に従って議論をしてみたいと思います。

まず、入学者における社会人等の割合なのですが、3割ということが基準になっておりますけれども、3割を目指す適切な努力をしたが2割を切った場合、例えば評価年度における社会人等の割合が2割を切っていたというような場合、それだけでその法科大学院を不適格として評価するかという問題があるかと思えます。この点に関してはいかがでしょうか。

宮川先生、どうですか。

○宮川委員 この評価基準の検討版の6ページには、先ほど出てきた「割合が2割を下回った場合は、本項目については「不可」判定とする」、こう書いてありますけれども、私自身は、前回の議論の中でも出てきたかと思えますが、勧告をするという行為がまず前段階としてあって、そしてその上で、一、二年置いて改善されなければ不可と判定するという2段階も考えられるかなと思っております。

○柏木委員長 ただ、具体的には、例えばある年度、その法科大学院を訪問して調査して社会人等の割合が2割を切っていたと、勧告をするということですね。そうしますとその年の評価には勧告をしたということにとどめて、不可という認定はしないということですか。

○宮川委員 そうです。

○柏木委員長 ほかにご意見ございますでしょうか。

○小幡委員 細かいことですが、この「社会人等」の中の社会人、他学部ですけれども、それは各法科大学院の事情に任せるといふふうに、できないですか。多分1年目の感触を入試をやっている皆さんお持ちでしょうけれども、3割以上というのは全然心配ないということだろうと思えます。ただ、これからずっとそうなのかなという問題はあります。

○柏木委員長 それは確かに私もそう思っていて、志望者数も圧倒的に、競争率も圧倒的に法学未修者で受験する人が多いものですから、結果的には多分そんなに心配は要らないことになるのではなかろうかなという気はいたします。

今の宮川委員のようなアイデアでよろしゅうございますでしょうか。

○飯田副委員長 評価年度というのがございましたが、5年間に1回評価を受けないといけないと。そうすると、勧告で改善するのを待っていますと、その5年間を超えてしまうということになるという事態が想定されるわけですね。そういう場合、その年度として評価をどうするかということになりますと、2割という目標を達成するという基準から外れてしまうようなことにならないかと思うのですが、改善を待っている、その結論を出すまでに期間がない、時間的余裕がないとい

うことが十分あり得るわけですね。5年に1回ですから、もし評価を、5年目に評価を受けますと、そこでイエスかノーかをいわゆる決めざるを得ないと。そのときに、例えば2年目に受けていますと、2、3年待ってもう一度やればいいのかもかもしれませんが、5年目に受ければ、もうそこでイエスかノーかを出さなければいけないという場合に、そのときにこの2割を切っていると不可にするのか、それとも努力しておればいいということにするのか、そういうことが結論として必要になると思うのですけれども。

○宮川委員 これも今委員長がまとめられたように、そのときの評価としてはこういう勧告をしたと、改善勧告をしたということで、不可とはしないという意見です。

○柏木委員長 ということは、10年目の2度目の評価のときにまた2割を切っていたらば、これは不可ということですね。

○宮川委員 一向に改善されない、されていないということだから。

○柏木委員長 ポイントは、1回だけ、最初の評価のときにたまたま2割を切っていたということのみを持って不可とするのは余りにも厳しすぎるのではないかと、敗者復活のチャンスを与えて、それでもだめだったらば不可とするというご意見だと思いますけれども。

○浦部委員 そのお考え方でいいと思うのですが、10年後にというのではなくて、例えば2年後に改善報告を出させて、改善がなされていればそれでいいと評価をする。改善の勧告を出すのだったら、2年後ぐらいに改善に向けてどういう措置をとるといって報告を出させるということをししないと、フォローができないだろう。それができるかどうか、体制としてできるかどうか。

○柏木委員長 体制としてできるかどうかという問題と、2年目に例えば改善報告は出たけれども、ちっとも改善していないときに、前にやった評価を撤回して不可とするかどうかという、そういうことができるかどうかという問題になりますね。

○飯田副委員長 そこは議論しているのですが、仮に評価をしまして、出された資料が虚偽だった場合、その一たん出した評価の効力をなくする手続というのがあるのかどうか、今そこは議論しているところでまだ結論出ておりません。それと非常に近い話かもしれません。

○亀井委員 これについての設置基準では、告示で、2割に満たない場合は選抜の実施状況を公表するものとするという決まりになっているのですね。そうすると、毎年毎年、もし2割を切っているという大学が出たら、必ずその実施状況を公表するということになるのですが。そうすると、評価というのはある年度でやるのに、資料として、その年の選抜状況だけではなくて、過去にさかのぼって公表をされている資料があるかどうかを調べることができると思うのですね。要するに過去にもさかのぼってそういうことを公表しているのにもかかわらず、同じ状況であるというようなことを、総合的に評価できる。勧告して、将来に向けてある程度の案を基準にして、その案をもって推移を見ろというような方法はあるのかどうか。ただ、1年目にいきなり評価を受けるとなると、余りすぐ、その基準でどういうふうに行くのか難しいなと思いますけれども。

○柏木委員長 今のところ、3回のデータはそろっていることになりそうですね。

○亀井委員 ある年度に突然2割を切ったので、いきなり不可というのはどうかなと思っているのですけれども。

○納谷委員 私も、その2割というのが、単年度で認証を受けるときだけを考えるのではなくて、例えば3年とか5年をならして2割とか3割という見方をするのかどうか、まず決めなくてはならないと思います。

それから二つ目ですけれども、先ほど5年目で認証の結果を出して、ここのところは不可とする、また勧告的にするという話もありますけれども、これは決めた後経過を見るということがあってもよいのではないかな。条件をつけて認定してもいいのではないかなと思っています。決め方として、1回限りで、これでおしまいではなくて、決めた後この項目については継続して何年か見ていく、この期間内に是正されなければ、そのときに不適格という評価をしますよということはあらかじめ言うておいてもよろしいのではないかな。そういう弾力的な決め方があってもおかしくないとは思いますが。項目によっては、そういうことの一つの例としては、この2割という、ここの部分はそういう項目ではないかなという考えを私自身は持っております。参考にさせていただければと思っております。

○柏木委員長 ありがとうございます。

確かに、単年度で見るとか、あるいは完成年度に最初の評価をするということになれば、過去3年の蓄積は少なくとも出ているわけですから、その過去3年あるいはマックス5年ですね、その期間の状況を勘案して、この社会人等の割合が達成されているかどうか、あるいは3割の努力目標に対して努力をしているかどうかということとを判定するという、二つの案のどちらなのかということとをまず確定する必要があるだろうと思います。やはり単年度で見るとか合理性はないわけで、ある程度過去にさかのぼってロングランで見るとかということでご異論はないのではないかなと思いますけれども、よろしゅうございますか。

それと、今度は第2番目の問題、確かにロングランで見たとしても、最初は3割でずっと推移していたのが急に2割になってきたとかということになれば、やっぱりこれは監視する必要があるだろうと思いますし、ちょっとこれが条件つきで承認をおろすことができるのかどうか、あるいは1度認証した後にそれを撤回するという方法があるのかどうか、ちょっとわからない点がありますけれども、これもやはり柔軟性は持っておいて、その状況を見ながら認証を撤回する、あるいは認証のときに条件等をつけておくというような方法がとれば、それが一番よろしいのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○京藤副委員長 適・不適をつけるときに、条件つきでやると、切りがなくなるのではないかなという気がします。適だけれども、こういう問題点があったということで、適か不適かについてはある程度割り切った方が私はよろしいのではないのでしょうか。これだけ厳しい基準で見えていくと、どこかに問題点があるということが多いと思います。何年か見て、適とした評価を変えたとすると、議論が迷走しそうな気がするのですが。

○浦部委員 要するにこのマスト項目というものの位置づけなのですから、これは一つでもだめなら、法科大学院全体としてだめという評価をするのかどうか。例えば1の項目はだめだけれども、ほかはすばらしいというようなところについて、一つでもだめだから、これはだめだという評価をするのかどうか、この項目に関係してくるのですね。全体として、法科大学院をどう評価するかと

いう問題と、個々の項目がどうかという問題というのはある程度切り離して考えないと、ほかはいいのに、一つだけだめだからだめだと、まさに木を見て森を見ないようなものでございますので、その辺を整理しておく必要がある。

○飯田副委員長 その点、前回の議論をご報告しますと、適・不適は総合評価するという形だと思いますが、しかし項目によってはそれだけ、一発で不適になる、そういうような重要な項目もあるかもしれない、そこは整理しないといけないというところで前回議論は終わったのではないかと思いますけれども。

○川端委員 その問題については、設置基準が数値的な基準で明白であれば、その違反は一発で不適になると私は思います。そこで不適にしないと、設置基準違反が行われているを見逃したということになります。本来それは文科省が、調査に入るべき事態なのに、入らないで終わってしまうということになる。この項目でそれが疑問になってくるのは、適切な努力をしたかどうかというものが設置基準になっているからであって、2割を下回ったかどうかを直接問題にしているわけではないのです。適切な努力をしているかどうかの一つの資料として、努力目標は3割より上なのに2割を下回っているというのだから、やっぱり問題あるだろうということになってくるわけで、過去にさかのぼってどれくらいとっているかというのを見た上で、それは適切な努力をしていない結果だと、明らかに何もやっていないではないかということになれば、これは不適になるのではというふうに思います。一生懸命いろいろ相当な努力をしているけれども、なぜか現役の学生のうち超優秀なばかりが受験してくるために、どうしても2割以下になってしまうのだということだったら、それは適切な努力をしてもそうなっているのですから、適切な努力の内容に問題がなければしょうがないということになるのだらうと思うのです。

その関係で、ちょっと私気になった範囲で申し上げたいのですけれども、「適切な」という、この中身の結論がこれでいいのかなということ、もっと考えた方がいいのではないかなと思うのです。ここに入学後のカウンセリング等を利用してのきめ細かい指導等が「適切な努力」に入っているのですけれども、それは入学した後の話ですから、入学志願者に対する「適切な」きめの細かい指導ならわかりますけれども、これが適切な項目に入っているのは非常に不思議だなと思います。むしろ、各大学で今やっている努力というのは、社会人枠をつくるとか、入試において適切なというか、相当な配慮をするという形で3割という基準を達成するというようなことなわけで、「適切な努力」が何かということはやっぱりもっと考えた方がいいのではないかと思います。

○由岐事務局長 それは、社会人が大学へ入って、恐らくいろいろな障害が出てくるだろうと。例えば生活とか、そういうののカウンセリングをうちではやっていますよという形で入学者が入ってくるのではないかなという、アイデアが一つです。

○柏木委員長 議論が収れんされてきたように思うのですけれども、ある程度ロングランで3割に達するような努力をしてきたかどうかということを見るということでしょうか。努力をしていないということになれば、それ一つで不可にするわけですがけれども、執行猶予みたいにあと二、三年報告をさせて、改善の兆しがあるかどうかというようなことを見る、つまり条件付きの認証をするというふうなことをすべきかどうか。京藤先生は、やはりそういう条件つきでは認証があやふやになる

のではないかと、すっぱり割り切った方がよろしいというようなご意見でした。努力を見るということになると、一たん努力をしていないという評価をした以上、執行猶予を与えなくてもいいのかなという気がいたしますけれども、いかがですか。

○米倉委員 適切な努力をしたかどうかというのをよく調べて、その後で、どうもやっていないという結論になったら、これはやっぱり、それでもなおいいというのは、それは無理ではないですか、論理的に。それはそれで不適格になったら、不適格は、浦部委員がおっしゃったように、この点だけが不適格なので、これが不適格だから全体がだめだと、そこまではちょっとこの委員会でのご議論は煮詰まっていらないと思いますが、私も、そこまでいうのは酷だと思しますので、この点だけは不適格ですよということなのだと思うのです。

○納谷委員 私も、米倉さんが今おっしゃられたような感覚で、さきほどの意見を言っていたのですが、それでも。この項目自体は不適切というのは、これはもうやっていいと思うのですが、それが全体のところへ直結するというのはちょっと行き過ぎかな、様子を見るという先ほどの意見を言ったのはそういう意味です。

○川端委員 でも、例えば 80 単位で修了認定するというようなところ、それはもう一発で不適格になるということですよ。そういう意味で、設置基準に合わせている項目が不適であれば、全体としても当然不適にならなければおかしいというのは私の考えです。

○柏木委員長 設置審査のときには、今のような項目が一つあれば、それだけで不可という認定をしていたのだらうと思いますね。認証評価をするとき、もう法科大学院が始まってしまってから後は、そういう項目で一つでも欠けるところが出てきたときに、それがパスするというのはどうも余りロジカルではないような気がするのです。

○米倉委員 ただ、これからつくるときの話と、一たんどうにか設置基準をクリアしてスタートして、いろいろ学生も集めてやり出すと、やっぱり違うような気がする。これから本当の意味で立ち上げますから、認可してくださいと来たときは、やっぱり厳しくして、一つでもあったらこれはだめですというのはわかるんですが、一応クリアしてスタートしたら、それは千差万別の事情も出てくるわけで、たまたま 3 割切ったという年もあるでしょうから、それで何で切ったのだ、ちゃんとやっているのかということで調べてみたら、一生懸命にやっているということになれば、それはそれでいいのではないかと。ただ、一生懸命やっつけていかなければこれはだめだ。

○川端委員 全く努力しなければ、それはそれでだめだと思いますけれども。ただ、私が言いたいのは、これはある意味で定性評価、定量評価ではなくて定性評価の部分なので、そこで一つだけ悪ければ不適格にするのは厳しすぎるように見えるけれども、定量評価の場合は、さっき言ったように修了単位数が、設置認可基準に足りない、あるいは専任教員を全然配置していないとか、そんなことになったら、これは 1 項目だけであつたって、ほかはどんなすばらしいことをやっていたって、当然不適格にならなければおかしいでしょうという、それだけのことです。

○米倉委員 わかりました。

○納谷委員 それはわかるのですが、社会人に 3 割枠を確保するということではあくまでこれを目安に努力しようと言っているだけで、今の先生言っている項目というのはちょっと違うのでは

ないか。そういうことを意識して、プロセスを考えたらいいのではないか、そういう提案です。

○米倉委員 社会人であろうが、そうでない普通の学生であろうが、決められた単位数を軽くしてやって卒業させる、それを認可してしまったら、これはもう法科大学院として形をなし得ないということですね。それは当然だめだ。しかし、今の社会人が3割切っているというのは、ちょっと何か、それはそれほど……。

○柏木委員長 社会人等が3割切った事実ではなくて、努力をしているかどうかが問題ですから、多分その認定のところで調整はできるのだらうと思うのですね。

この項目だけ満たさなくても認可するということになる、設置基準をもう一回見直して、一体どの項目が途中で満たさなくてもいいのかということをもう一回やり直さなければいけなくて、これは大変な作業になってくるのだらうと思うのです。今の3割を目指す適切な努力をしていたかどうかというのは、幸いに定性基準ですので、全体を眺めながら努力をしているかどうかの認定で調整ができるのではないかと思います。余りにもひどければ、努力をしていないということで、それだけ不可にするということもあり得るということではいかがですか。

○宮川委員 資料23の質問は、3割を目指す適切な努力をしたが、結果として2割を切った場合どうするのか、こういう質問でしょう。

○川端委員 ひたすら努力をしていけば、問題ないのですけれども。

○宮川委員 だから、適切な努力をしたが、結果として2割を切った場合に不可とするのかといったら、これは不可としない。

○川端委員 そのサンクションは公表されてしまうというだけです。

○宮川委員 そうですね。公表しなければいけないですね。だから公表すると。ただ、こちらとしては、さらに適切な努力をしると、そして3割に達するようなさらに適切な努力をなさいという勧告はしなければいけない。それで、勧告をして、なお改められなかったら、その次のときにはここは不可というふうに判断するのですよね。

○柏木委員長 それもやっぱり、その次のときの個別の事情によるのでしょうかね。一生懸命本当に努力をしてきたけれども、たまたま2割を切ってしまったというような事情があれば別なのかも知れませんね。

飯田副委員長 やはり2割は切らないように継続して努力をしないといけないのに、適切な努力をしていなかったという方向に評価が流れるのではないのでしょうか。

○亀井委員 努力というのは、努力をしているけれども、結果が出ませんでしたというのは努力をしていることにはならないのですよね。

○宮川委員 大都会なら別ですが、地方で30人から50人ぐらいの法科大学院で、努力をしたけれども、社会人、それから法学以外のことを学んできた人が応募をしなかったと、それはあっちこちであり得るわけですね。

○飯室委員 大学側の事情によらないで満たせないという状況がありますよね、小規模校では。

柏木委員長 ですから、社会人等の割合の問題に対しては、宮川先生がおっしゃったように、努力をした結果として2割を切った場合、それだけでは不適合の評価とはしないと。ただ、それが2度

続くというような場合には、かなりその努力をしていないという強い推定が働く、こういうことなのではないでしょうか。

○宮川委員 先ほど小幡委員がおっしゃったことに関連しますけれども、「法学を履修する課程以外の課程を履修した者」と載っていますが、「実務等の経験を有する者」という、この内容については各法科大学院に任せてしまうというわけにはいかないのですよね。こちらでその基準の物差しをつくって判定をしていくと。

○川端委員 ただ、実際にはほとんど無内容な定義でも社会人の定義を明確に決めていけばいいという、そういう基準でやっていたのですよね。

○柏木委員長 それと、社会人について素晴らしい定義をしている学校は一つもないのですよね。ということは、要するに社会人等の適切な定義はできないのだらうと思います。

○米倉委員 学生でない者が社会人なのでしょうか。

○柏木委員長 結局大学を卒業して3年以上たった者と、最終学歴を終えて3年以上たった者というような定義をおいている法科大学院が多いのです。

○小幡委員 定職という言い方をしたら、その定職というのはアルバイトの形態によってどうかとかいろいろ質問があって、定義は難しいです。

○川端委員 ちゃんと定職があるというのを社会人の定義として掲げてやった法科大学院は、今のところはむしろ特異になっています。そうではないところでも認めざるを得なかったというのがあるのですよね。というのは、それに対して、これはおかしい、こんな無内容な定義はだめだという議論ができなかったのですね。

○亀井委員 しかし、注5の中に「最終学歴卒業後相当の年数を経過すればその間の社会的活動等の有無を問わず「実務等の経験のある者」とすることも可能と考える」という、この注はやっぱり削った方がいいのではないかなと。そういうことを定義づけるような言葉、実務の定義からしておかしいというメッセージをちょっとつけた方がいいのではないかな。

○飯田副委員長 ここの相当年数というのは、例えば5年とか10年とか、そういうことを想定しているのですね。

○亀井委員 年数の問題は、あまり関係ないですよ。

○宮川委員 だから、「実務等の経験のある者」とは、本業として3年程度の社会的活動をしてきた者とする。その社会的な活動として、この括弧の中に「主婦・主夫」とあるが.....。

○川端委員 議論になるのは常にその「主婦・主夫」なのですよね。職業を要求すると、これを排除することになるからだめだということ、いや、これでいいのだという二つの議論があって切りがないということ。

○長谷川委員 この「主婦・主夫」って、奇異に感じます。社会人入学を認めているところで、主婦が自分の主婦としての体験を書いているというのはよくあるのですけれども、「実務等の経験のある者」という中に主婦体験が入るのか、若干引っかかるが、いたし方ないかなと。

また、6ページのところで最終学歴卒業後の年数を経過すればとあるのですが、私どもの職場で、学卒で2年ぐらいした者が、今度、法科大学院に行こうかなと言っている者がいるのですけれども、

その人たちにそういう年数が必要なのか。大学を卒業して、某会社に勤めたけれども、6カ月ぐらいで嫌だとやめて、授権準備しているというような者もいるわけですが、そういう者でも社会人として認めるとするのは必要なのではないかと思うがいかがか。

○飯室委員 いわゆるフリーターというのはどうなのですか。

○柏木委員長 結局、それが区別できないから、卒業後3年とかという定義になってしまうのです。

○飯室委員 だけれども、本業として書いてあるのですよね。

○柏木委員長 それはもう調査できないのですよね。予備校なんかに通いながら小学校の小使いさんをしている、あるいは宿直をしているなんというのはどう考えるかという、これは宿直を本業だと考えれば、それは実務についたと見ざるを得ないわけですよね。では、一々そこを審査してやっ
てられないから、卒業後3年という基準で切っているというのが実情だろうと思うのです。

○飯室委員 若い人には本業という意識がない人がいっぱいいるんですよね。人生の目的は別にあって、たまたま生きていくために勤めているのだ、だから、半年ごとに職場が変わったって、そんなこと全然違和感がない若者というのはいっぱいいるのですよね。この定義であてはめると、その人たちがどうもはねられるおそれが出てきてしまうので。

○柏木委員長 これは多分、定義不能なのだろうと思うのです。ですから、やはり「最終学歴卒業後相当の年数」とするしかないのではないのでしょうか。相当の年数を、長谷川委員がおっしゃったように2年半にするか、2年にするか、3年にするかという問題はありますけれども、多分こういう定義を入れないと物事が進んでいかないのではないかと思います。

○宮川委員 ただ、この制度の趣旨からいくと、やはりそのところ、法曹界を多様化させるさまざまな資質、能力を持った人を法曹社会に吸収、こういう制度、こういう考えから現在まで来たわけですね。それが、今のように定義できないのだということで、そこはもう自由に各法科大学院が、これは社会人だと言った者はみんな社会人にしてオーケーということであれば、もともとこんなことを基準とする意味というのはなくなってしまいますね。

○柏木委員長 実質的にはそうなっていますね。おっしゃるとおりです。

○宮川委員 無意味なのですね。

○柏木委員長 無意味というか、一応プログラム規定として、社会人等の入学を強く推進しようということ宣明する意味は有るのでしょう。。例えばさっき私が言いましたように、予備校に通いながら宿直をしているというような人も、これは社会人とみなされてしまうという弊害はあるわけですから、それもわずかのパーセンテージだろうと思うのです。やはり、今どこの法科大学院でもやっている社会人枠の中には、入ってくる人は大部分は真っ当な社会人と言うとおかしいけれども、社会経験のある人が入ってきているのだろうと思うのです。だから、必ずしも無意味ではないだろうと。

○川端委員 社会人枠を設けて募集すると、社会的な経歴に自信のある人が殺到しますので、物すごい高学歴、高資格の合格者がふえることになりますね。だから、3カ月だけアルバイトして、社会人ということで応募してもだめだということに普通はなる。普通はなるというか、ことしは少なくともなるのではないかと推測されます。将来ということになるとわかりませんが。

○柏木委員長 実際問題としては、小幡先生がおっしゃったように、本当の社会人がたくさん法科大

学院の試験を受けにできますので、その辺の問題は余り起きていないということで、ちょっと時間がなくなってきていますので、申しわけございませんが、次の議題に移らせていただきます。

次の議題、法律基本科目におけるクラス人数なのですが、原案では 60 人を超えた場合、これは不可となるというようなことになっておりますが、これでよろしいのかどうかということですが、いかがでしょうか。

- 飯田副委員長 これについては、設置審の議論状況をご説明いただければと思いますけれども。
- 川端委員 上手に書いたところは注文をつけられなかったけれども、露骨に書いたところは意見をつけられたという状況ですが、不認可にはなっていません。
- 飯田副委員長 先ほど、ある法科大学院の 80 人という話が出ましたけれども、設置申請では 200 人で 3 クラスということですから。
- 柏木委員長 法科大学院サイドからいいますと、とにかく初年度は何人にとっていいか歩留まりの予想がつかないので非常に迷うのですね。他の法科大学院に行く可能性も考えて多めにとるのですけれども、多目にとった者がそのまま全員来てしまったらどうしようかという不安も抱える訳です。そうすると、結果的に 1 クラスの学生数が 60 人を超えてしまう確率が高いのではないかという状況ですので、これを 60 人を超えた場合に即不可ということになりますと、これは大変大問題になるだろうと思います。これも、社会人等の 3 割を目指す適切な努力ということと多分同じ問題になってくるだろうと思いますがいかがでしょう。特に初年度は非常に不確定要素が多いわけですから、2・年経験を積み、大体他の法科大学院に逃げていくのはどのぐらいかということがわかりますので、その歩どまりを見ながら入学許可人数を少なくしていくというような努力をしているかということが問題になると思いますけれども、いかがでしょうか。
- 日和佐委員 一つ付け加えたいのですけれども、60 人を超えた場合に、人数が多くなっているにもかかわらず、設備的なものがそれに対応しているかどうかという部分も努力しているかどうかの要件になるのではないかと思います。たとえば、60 人となっていたのが 70 人になってしまった。だけど、施設としては 60 人しか収容できないということが条件で授業を行うというようなことが、しばしば大学で行われています。そういうことでは困るわけですから、それなりに対応していく授業が行われるということもひとつチェックした方がいいのではないかと思います。
- 亀井委員 柏木先生の言われるとおりで異論はないのですが、これは結局、人数が多くなりそうだということになるとクラス分けをするということになるのですね。そうすると、教員がそれだけ負担が増えるという、同じ人数でやれば教員の負担が増えるということになるので、別の項目で教員が 30 時間ということがありますが、それも同じような考え方でいいと思うのですけれども、時間数を超えたらその瞬間にどうということではなくて、やはり時間を見ていく、そういうことで考えてもいいと思います。
- 柏木委員長 施設も、実際小さい教室しかないところに 80 人も詰めたら大問題になるわけで、そういうものに対してクラス分けをして、クラスをふやすような努力をしているかどうかということも評価のポイントに入るだろうと思います。
- 米倉委員 60 人を超えた場合ですけれども、一人でも超えたらだめということはないと思うんです

けれども、おのずから限度というのがあるのですね。80人、90人でもいいのですかといわれると、それは私は不可だろうと、その辺はいかなものなのでしょう。

○柏木委員長 それも努力がなされているかどうかが問題だと思うのですね。どれだけ他の法科大学院に逃げていくかということが我々には全く見えませんので、初年度はひょっとすると80人/90人のクラスはあり得るのですね。。東大なんかは逃げていくわけではないのだけれども、ほかの大学はちょっと大変な状況です。ただ、2年目3年目ももっとひどくなってきたとか、そういうことになればちょっと、おっしゃるとおり不可ということにもなるかもしれません。

○川端委員 学生定員15人に対して、1人の専任教員という基準が、60人のクラス編成が出たということにつながっている話なので、もっと多いということになると、実質そっち側の、15人に1人の基準を潜脱しているというふうに見られがちになってくるのですね。

○米倉委員 そちらの方であるのですか。

○川端委員 定員15人に1人ですから、定員より多くとったら、よく考えると、そっち側の基準を実は潜脱させるのを黙認することになるので、そこからブレーキをかけざるを得ないのではないかということです。

○宮川委員 今の関係でちょっと、8ページの11項のところにそのことが書いてありますね。「但し、少なければ少ないほど良い、というわけではない」と書いておいて、そしてその後、「また、定員10人以下の科目が開設され、学生がそのような科目を少なくとも1つは履修できるようになっていることが望ましい」と、こういう文脈になっているのです。この「また、」以下から、その前とつながらないのではないかと。

○川端委員 これは、別項目になるよね。恐らくベター基準で、そういう少数的なクラスも設けることが望ましいという全く別の基準であると。

○柏木委員長 ありがとうございます。

それでは、次の項目に移らせていただきまして、資料23の3番の授業の適切な実施の問題ということで、科目別に評価を行うかということなのですが、これは実際問題として可能なかどうか。というのは、3日間の実地調査で、全科目について見るわけにはいかないわけです。

○由岐事務局長 それは実際できないものですが、あまりにも大ざっぱにやるよりは、基礎という形で評価をしていった方がいいのではないかという結果ですが、それがいいのか、全体的に見るのがいいのか、あるいはもっと細かくそういうものについて評価をしていった方がいいのか、その辺がちょっと我々ではわからなかったものですから、委員会にお諮りしたわけでございます。

○柏木委員長 今申し上げましたように、全数検査をすることは、これは物理的にできないですからどのように見るかということが問題となります。

○江森事務局員 事務局の今の試算ですと、9クラス程度を実際に見ることができることになっております。講義と演習、公法系・民事系・刑事系とバランス良く配分して、9クラスを見る限りでは可能であると考えております。

○柏木委員長 9クラスでもかなりのランダムサンプリングですよ。

○由岐事務局長 曜日が限定されますから、それで公平にやっていないということはよくあることな

のですけれども、それはなかなか難しいかなと思うのですが。

○川端委員 これは、カリキュラムなりシラバスなり見て、検討するときのために、科目別に教育の基準をつくった方がいいという、そういう話になるのかなと思ったのですが、それとは違うのですか。

○由岐事務局長 科目の名前が違って、同じことをやっているのはいろいろあるものですから、むしろ大学の自主性を活かして、例えば刑訴と刑法を一緒に教えるという授業のところもあれば、別々に分けて教えるということもあるでしょうから、その辺は余りここで細かく入れますと、科目間融合がはかられないという危険性もあるので、大きくというのが事務局の意見でして、要するに刑事、刑法について公法でという意見がありました。ただ、それがいいのかどうかご議論いただきたい。

○川端委員 それはそれでいいと思うのですけれども、実務科目については、特にエクスターンシップとクリニックについては、それぞれ別個の評価基準を入れていくことがいいのではないかとは思いますが。その理由は、これらは全く新しい科目で、今は手探りでそれぞれ各校がやっていることですので、効果的な教育になるエクスターンシップと、そうでないものがありますので、こういうやり方をした方がいい評価になるということを経験として示せば、その方向に誘導できるのではないかなと思うのです。

○村瀬委員 理論的なリーガルマインドのものと、実務的なものとは全然違うのではないかという気がするのです。ですから、大きくくくるならば、そのあたりでくくった方がいいかなと思います。実務的にどういう教え方をするかというのは非常に難しいところがあるので、そこは横並びを見る必要もあるのではないかという気がします。将来、司法研修所に行くことを想定しますと、すぐに実務修習に入った場合に、ずっと入っていけるかという問題が出てくると思うのですよね。ですから、必要最小限度のことをきちっとやっているかどうかというような視点からのチェックというのは、実務的な科目について見れば必要ではないかという気はするのですけれども。

○柏木委員長 そうすると、くくりとしては民事、刑事、公法、この実務基礎というようなことでしょうか。

○村瀬委員 それが理想だと思いますけれども、今おっしゃったように、技術的にこの民事、刑事、公法と分けるのはかなり大変だと言われれば、そこは一つにくくって、理論的な科目というか、そういうくくり方もあるということです。

○柏木委員長 実務基礎プラスリーガルクリニック、エクスターンシップを独立にするということですね。

○宮川委員 この9ページのところに、参考で「法科大学院は、次の各号に掲げる授業科目を開設するものとする」と。法律基本科目、それから法律実務基礎科目、それから基礎法学・隣接科目、展開・先端科目、こういう分け方をしていますね。今村瀬委員がおっしゃったのは、大きいくくりとしてこの法律基本科目と、それから法律実務基礎科目とを分ける、そういうことですか。法律基本科目について、最低限の履修はきちっとすることができるように、法的知識、法理論教育が適切になされているかをチェックをするということが大切であるとおっしゃられたわけですか。

- 村瀬委員 実務的な分野も、いわゆる基本的なものはあるのではないかと思います。これらをどういうふうにして教えていくかはまだ煮詰められていないようですけれども。
- 宮川委員 それは、司法研修所のこれまでの前記修習で教えているようなことが、それぞれの法科大学院でちゃんとカリキュラムが設定され、適切な教員がいて授業が展開されているかということを見るわけですか。今のことと関連して、基礎法学・隣接科目、それから展開・先端科目の授業が、適切に実施されるのかということはチェックされない内容になっているのですが、これはどうしてですか。
- 由岐事務局長 要するに、全体についてやるのか、必修科目として、基礎法学といってもいろいろな種類があるわけですから、それを全部法科大学院の中でどれを選んでやっていくのかというような、それぞれの法科大学院の個性のことですから、それを我々が評価できるかという点で、せめて必修科目と実務基礎科目ぐらいに限定しようかという趣旨でした。ただ、それをやれというなら、やった方がいいですけれども、余り、例えば評価基準をつくってやるかなというのは、正直な気持ちです、事務局としては……。
- 吉松委員 一番最後のその他の特徴のところにも出てこないのですよね。
- 飯田副委員長 今の点ですけれども、さっきの科目構成、9頁ですが、その評価項目の中ではどういう先端科目等がされているかは、評価の対象としてはいないので、その教え方の中身までは、ちょっと入っていけないのではないかなというふうに整理してみました。
- 日和佐委員 必修科目は入っているかどうか、それはチェックしなくてはならないことですが、そのほかについて、いわゆるカリキュラムの構成というのは、その大学院の考え方があると思うのです。ですから、そこは大学の独自性を生かすという方向でいいのではないかと思います。
- 柏木委員長 そうしますと、ある程度の大きくりでよろしいということと、それから新しく始まるリーガルクリニック、エクスターンシップについてはやはり独立にした方がよろしい。それから、実務基礎についてもこれは入れた方がよろしいと、こういうご意見かと思ひます。それでよろしゅうございますか。
- 亀井委員 総合的には別にはないのですが、マトリックスを見ますと、結局いろいろな、二つのマインド、七つのスキルというものの欄を見ますと、カリキュラム、教え方はほとんど入っているのですよね。そうしますと、法律基本科目の中では、この二つのマインド、七つのスキルのうち、どれを特に重点的に教えるかということと、それから法律実務基礎科目はどの部分を涵養するか、それをつくるのはなかなか難しい部分があると思うのです。例えば法律基本科目では、法的知識というのはやはり含ませなければいけない、これは当たり前のことだと思ひますが、例えば法的議論であるとか表現・説得能力、こういうような部分は、これは実務的な能力ではないかと。ですから、法律基本科目では余り重視しなくていいというふうにする考え方と、いや、法律基本科目の中でも、そういうことを念頭においた教育をすべきというような考え方もあるので、その辺はいろいろな考え方があるので、各大学にゆだねる部分があると思うのですけれども、評価基準としてどう作るのかということになりますと、はっきりした基準なり指針というのを提示しないと、ちょっとある考え方に片寄るのではないかと。もうちょっといろいろな議論があるのかなと。全体に共通事項

にできるような基準にしなければいけないですね。

○柏木委員長 おっしゃるとおりだと思います。余り型にはめると、それこそ特色がある法科大学院ができなくなってしまいます。

今、たまたま次の二つのマインド、七つのスキルの評価基準との関係の話題に入っていましたけれども、お手元にマトリックスがありますけれども、これも一つ一つやっていきますと非常に大変です。私の個人的な意見を言わせていただきますと、結局この二つのマインド、七つのスキルというのも各科目によって、今亀井委員がおっしゃったように濃淡があるのだらうと思うのです。ですから、ここに書いたからといって、一律に同じウエートをというようなことはできないし、それから各法科大学院でまたそれぞれつける濃淡というのもありますでしょう。濃淡の付け方が余り極端にわたった場合には評価が下がるということになるのだらうという気がいたします。

ここでは、二つのマインド、七つのスキルは単なるフィロソフィーか、評価への反映が可能かということなのですが、評価への反映が可能だという前提で亀井委員の話は進んでいたように思います。これも私も可能だと思いますし、また可能にしなければいけないだらうという気がいたしますけれども、いかがでしょうか。

言葉を換えて言えば、これは縛りとしては定量基準のようなものにはならないわけで、評価委員が頭の中に入れながら、それから評価される方にもこういう基準を頭に入れて評価していますよということをお知らせするだけで、それでいいのではないかという気がしますが、どうですか。

○菊池委員 私、前からこれにこだわっているのですけれども。特に、例えば2 1から2 7というのが、法的知識は特別として、いずれも問題解決能力だとか事実認定能力とか推論能力とか、大事な要素ですよ。これをいきなりカリキュラムとか、教育体制とかに結びつけるから難しいのですが、具体的に法科大学院がどういうことをやったら貢献できるのかというのを描き出して、それが評価にどういう形であらわれるのが望ましいですかという順序で考えれば、素直に入っていけるのではないかと私は思うのですけれども。それが入らないようだったら、もともとこんな表現は書くなと思うんですが、表現がきつくなって申し訳ないんですが。

○飯田副委員長 前回は大変厳しいご指摘を受けまして、今回の基準案では7ページから8ページにかけてちょっと試みをしておりますので、ご検討いただきたいのですが、の法曹養成教育という項目で、二つ目の大きな丸でございますが、「法曹要請の観点から特に必要とされる教育内容が、開設科目の中で適切に計画され、適切に実施されていること」と、こういう基準を設けまして、この解釈指針として注13をつけているわけですが、ここに二つのマインド、七つのスキルのうち、法曹倫理については別途項目を設けておりますから、また法的知識、基礎的法知識等についてはカリキュラム等で見られるわけですので、それ以外のものについてどのように授業で計画し、実施しているかについて述べてもらおうと。それについて、9ページの(1)から(9)ぐらいのポイントでそれを評価させていただくと、そのように取り込んではどうかということでご提案をしているわけですが、こういう考えでいいかどうかも含めて、ご意見をいただければと思うのですけれども。

○川端委員 私、前から思っているのですけれども、常にこういうふうに抽象的な基準でこの七つのスキルを見ようとしているという印象を受けるのですけれども、例えば事実調査・事実認定能力と

いうのだと、いわゆる2年次の科目で、研修所で使っているような資料的な教材を与えて分析させているかとか、そういう評価の仕方でいいのではないかと思うのです。それから、法的議論・表現・説得能力であれば、双方向的な授業を実施しているかどうかともそうですし、それから例えば模擬裁判を実施しているかというのも一つの基準になります。こういう形でいけば具体的な基準はできるのではないかと思うのです。

○宮川委員 今おっしゃったように、それぞれの項目について、そういう判断基準となる具体的項目を考えるべきです。例えばコミュニケーション能力のところを取り上げると、事実を聞き取る能力を習得する、あるいは向上させるために、そのようなことに関連するカリキュラムが設けられているか。適切な教員が配置されているか。それから、交渉能力を向上させるために、あるいは習得させるためにどのようなシミュレーション授業を進めているかとか、そういう項目をつくっていくことができるのではないかと。この1から7まで、それを2から7まで、それをつくらないと、この抽象的なマトリックスでは機能しないと思います。

○飯田副委員長 以前に、おっしゃるような、各この欄のスキルごとにそういうものを検討した時期もあるのですが、各法科大学院でそれぞれどういう工夫をするかが非常に、バラエティーが広いものですから、それぞれを基準にするのは難しいかなということで、これから解釈指針の中で、いろんな多様な努力がありますけれども、それらを総合的に評価するというところにせざるを得ないのかなということになってきているのですが。

○川端委員 でも、それだと具体的に評価するときに困ってしまうと思うのですよね。

○村瀬委員 それは、例示的なレベルではないかと。あとは、各大学が自己評価するときに、こういう能力についてはこういうものを行っていますということがおのずから出てくるのではないかとと思うのです。例示的なものがあつた方が自己評価にはしやすいのではないかなと思います。

○川端委員 ロイヤリングの科目でロールプレイをさせているか、そのときに、例えばカウンセリングの基本について教えているかというような基準を設ければ、それは一つの例になる、それを演習の形でやらないのだったら、どこかで同じようなことはしていますかというのを聞く、そうすれば大学の側だって、ああ、そういうのをここの評価機関は求めるのか、この七つのスキルの養成方法はということかということで納得するのではないかと思うのです。

○柏木委員長 今の村瀬委員のおっしゃったことを少し変形すると、二つのマインド七つのスキルの反映のさせ方に二つの方法があつて、例えば双方向の授業をやっているかとか、法曹倫理を教えているかとかいうこちら側から働きかけるチェック項目があるのと同時に、法科大学院の方から自己評価としてこの二つのマインド、七つのスキルをどういうぐあいに教育に反映させているかという報告を書かせるのも非常にいいのではないかなという気がするのですけれども、それを合体して評価するということではいかがでしょうか。

いずれにしても、確かにこのマトリックスは少し平面的で、事務局大変でしょうが、やっぱりもうちょっと修正する必要がありそうな気がしますね。

○亀井委員 実際の基準となると今川端委員が言われたようなことをベースにするしかないのかなというのがあるのですけれども、恐らく、この能力はこの科目が受け持つ、この能力はこの科目が

受け持つというふうに、科目をばらばらにして分担させるというふうなことではいけないというのが他方にあったのだと思うのですね。つまり、例えば法律基本科目は、知識と法的分析というのを受け持てばいいと、ほかの能力は次の実務的な科目でやるのだからというふうに、そういうふうにするのがいいのかというのが他方ではあると思うのですね。法律基本科目の中でも、やっぱりそういう中でも、法的議論とか説得能力というものも意識して入れてほしいとか、法曹としての使命・責任の自覚とか、そういったことも中に入れてほしいとか、そういういろいろなことがあるとすれば、このマトリックスのような感じになるのかなという感じがしたので、そういう発想はやっぱり持っておきたいという気は私もするのです。

ですから、あくまでも例示として、こういう能力について例えばこういうふうな授業を設けるとか、例示的な部分にとどめて、そのほかにもいろんな科目で、そういう能力について散りばめられているということであれば、そういうことも含めて評価すると。ちょっと幅をもたせて、総合的な評価も同時にやるということにすればいいかなと。

○柏木委員長 多分、二つのマインド七つのスキルは多数の講義に散りばめられるのでしょね。その中で、法曹倫理の問題は既に法曹倫理という科目を設けているところが非常に多いですから、そういう場合に科目別でできるところもあるでしょうけれども、例えば法的分析・推論能力とかコミュニケーション能力は、これは各科目に散りばめて、どの科目でも教えるのだからと思うのです。双方向授業のねらいというのは、コミュニケーション能力の訓練が大きな部分を占めるわけです。ですから、今亀井委員がおっしゃったように、例示にとどめて、そのほかは、各法科大学院に努力を羅列してもらおうというような方式になるのではなからうかなという気がいたしますけれども。

○川端委員 事務局の方をお願いしたいのは、常に一律に全部適用する基準をつくりたいという希望があるみたいで、例えば法的知識であれば、それは明らかですよ。しかし、さっき言った法的議論・表現・説得能力、コミュニケーション能力というのは、もうちょっと特化されるような科目がある。勿論ほかの科目でも配慮しなければいけない。法曹としての使命・責任の自覚は、法曹倫理の科目でやるのだけれども、ほかの主要科目でも、それぞれそういう価値の対立を意識して、どうするのかを意識させる必要がある。項目ごとに科目共通性の高いものと低いものがあるということですけども、むしろばらばらの基準があっていいのだという理解でもいいかもしれない。

○柏木委員長 事務局の方々は大変ですけどもよろしくお願いします。

○江森事務局員 事務局の方からですが、おっしゃったことそのとおりで、まだまだ我々、七つのスキルをもう少し勉強して深めていかないといけないということでございますが、これをマトリックスに落とすということは必ずしも容易でないのです。以前、これよりも詳細なマトリックスを作成したことがございますが、やってみたらA3で5ページにもなったことがありまして、それでは一覧性に欠けるといってあきらめました。それで、今回は、中項目のみを整理したこのような形でまとめさせていただいたということでございます。マトリックスというのは一覧性が重要であると思いますので、これはこのぐらいの座標にとどめさせていただいた上で、その中味については、もう少し深く分析したものを別途作成していき、それが、評価基準と上手く合体するものになれば良いと思っております。ですので、このマトリックスは、その合体したものの索引にとどまるものであるというイメージでありますが、そ

れでよろしいでしょうか。

○柏木委員長 それでは、先に進ませていただきまして、次は資料 23 の 5 番の教員の教育能力の問題ですが、個別教員を評価することになるのか、設置審の参考のような基準を規定し適用するのか、実際の教育実態や教育成果で見ることはできないか、この項目で多段階評価はできるのかということですが、川端先生はいかがでしょう。

○川端委員 私は、これについてはやっていません。亀井委員が詳しいと思います。

○亀井委員 前回ですか、米倉先生が出されていますけれども、この教員審査というのは評価するのかという議論がございましたけれども、それはするのだということになっていたと思うんですね。そうすると、この検討課題というのは、イエスということで、その中の基準を作らなければいけないということは、これはもう否定できないということなのですが。

○米倉委員 何回も評価をするのだと、私はそう理解しております。私は設置審との関係がいまだによくわかっていないのですけれども、例えば一方で研究はやっぱりやらなければいけない、これはだれも否定しないのだと思うのですが、したがって、5年間に論文を一つでも本当に書いたかというようなことはやっぱり一つの基準にはなるのであるまいかと思っておりますけれども、そんなことはむしろ当たり前だと言われそうです。もっと大事なことは、ここに書いてありますが、きょうの資料 23 のところに、実際の教育実態や教育成果で見ることはできないかと。見ることはできないかどころではない、これはやっぱり見なければいけないと思うのです。法科大学院の方からいろんな書類審査、書類をそろえておいでになるけれども、やっぱり一遍抜き打ちであるというか、その抜き打ちはともかくとして、一ヶ月後の 月 日に見させていただきますというぐらいの予告をしておいて、民事法だろうが何だろうが見せていただいて参考にしていく。そこで学生諸君の顔つきなんかも見て、どういうふうに学生も受け取って、満足しているのか。そのようなことを実際見ないといけなのではないか。つまり、どんな立派な論文書いている先生か知らないけれども、実際の授業はひどいというのではいけない。

○阿部委員 教育実態というのと、それから教育成果ということで分けておられますよね。この実態の方は、確かに見る必要というのはあるのですけれども、成果というのはどういうふうにして。

○山本事務局員 成果を見させると言いましたが、成果は、成績評価とか修了認定という項目でもございますけれども、いろいろ教育を施した結果、このぐらいのスキルを身につけてほしいとか、想定した水準に果たしてどのぐらいの学生がそうなっているのかということが、恐らく成績評価ということではあらわれてくるのではないかと思っておりますけれども、不可がたくさんついている教員はよくないということになるのかなと。

○柏木委員長 しかし、それは計測不能ですよ。

○菊池委員 全体の教育成果を向上させるために、このような評価をするのですよね。だから、教育成果で見るというのはなかなかパラドックスがあるような気がします。いろいろな項目に振り分けること自体が、全体の教育成果を向上させたいという、そこにねらいがある。

山本事務局員 学生の評価というのも、教育成果を見る一つのものかなと思っておりますので。

○阿部委員 だから、成果を見るためにどうしたらいいかということなのですが。

- 柏木委員長　そういうことで、コンセンサスができたようであります。
- 飯田副委員長　多段階評価の問題なのですけれども、個々の教員については恐らく適・不適だけではないかと思いますが、その法科大学院の教員の教育能力という点で多段階評価をするのか、適・不適だけにするのか、そのあたりちょっとご議論いただいた方がよろしいのではないかと思います。
- 柏木委員長　いかがですか。
- 米倉委員　多段階評価というのは、どういうふうな、物すごくいいのと物すごく悪いのと真ん中の、あるいは何か5、3ランクに分けていくわけですか。
- 飯田副委員長　前回、たしか5段階というご意見が一番多かったのではないかと思います。
- 宮川委員　これは、個別教員についてですか。
- 飯田副委員長　個別教員については、適・不適だけでいいのではないかと。多段階評価をつける法科大学院としての教員の教育能力という評価項目については、それは適・不適だけにするのか、多段階評価の対象にするのか、その議論をいただく必要があると思うのですが。
- 川端委員　個別教員について細かく評価していないと、全体の評価というのは適ばかりになって、不適が出たら設置認可にかかわりますから、余りないでしょうけれども、そこで例えばベター基準で、文科省のやり方みたいに年齢のバランスがとれているとかを評価するとか、そういうふうな基準がいい。
- 飯田副委員長　それは教員の体制の方で評価しますが、教育能力についてはどのようなやり方をするのでしょうか。
- 川端委員　教育能力を目的にした評価で、個別の教員の評価が出ていなければ、全体として多段階評価はしようがないのです。それぞれ個別の教員について、教育能力を5、4、3、2、1とつけていけば、教育能力全体としての多段階評価ができるかもしれませんけれども。
- 小幡委員　現場では、教員の能力の研究上の業績、設置審でやったような形での基準をそのまま法科大学院の教員に適用するのか、あるいは法科大学院教員の場合はむしろ教育をしっかりしてもらおうと。例えば学部とのローテーションをやりとうという大学では、法科大学院教員にいる間は教育を一生懸命やってもらって、研究業績は学部に戻って、学部教員として今までどおり研究をしっかりやっていただければよいと、そういうふうなすみ分けをしようという話もあったのです。ところが、設置審の段階で、文科省は初め、法科大学院教員については今までの研究中心の審査とは違うというようなこともほのめかしていたのですが、実際には普通の場合と同じに、5年以内の研究業績を審査するという事になったという現実があるのですが、今までは法科大学院というものはないから、ある意味ではそれでもよかったのかなと思うのですけれども、スタートした後も、それを基準として維持するのかというのは、基準から見たときにどうでしょうか。
- 浦部委員　これは、口で言うのと実際とはかなり違うという意味で意識しておかないと、教育評価はものすごく難しいのですよね。イギリスでやっていて、うまくいっていないと言われているのです。結局、評価しようとしたけれどもできない。教育評価をきちんとやるべきであるという総論の議論はできても、では実際にどうやってそれをやるのかというのは非常に難しい。教員について適・

不適の判断するとか、5、4、3をつけるだとかということこそう簡単に言ってほしくないなというのが率直な思いです。

○菊池委員 そもそも教育能力と書いてあるのですけれども、それは持っている能力を評価しようとしているのでしょうか、それとも、能力の発揮度を見ようとしているのでしょうか。両方あわせてということなのですか。わかりやすい話でいうと、能力そのものを評価するというのだと、やっぱり学術論文がどうだとか、研究を長年どのぐらいやっているかとか、そういうことがあるかもしれませんが、それを授業の場で全く出し惜みして発揮度が非常に低いと。会社なんかで、よくそういう論議をやっているものですから。

○小幡委員 大学の場合は、教育と余り直接的につながらないような研究をするという場合もあるようですから。

○菊池委員 ですから、発揮度の方を中心に能力と言っているのでしょうか。発揮度だと、例えば休講が多いなんていうのは一つの発揮度で、あまりやっていないようであるとか。

○飯室委員 学生の間で、あの先生の本とか論文は非常にすぐれていてわかりやすいけれども、授業は眠くてなというのがあるのですよね。それをどう評価するとなると、まさに米倉先生の言う、授業を全部聞きに行かなければだめですよね。それができるかどうか、ましてそれを聞いて多段階評価できるかどうかという部分で。

○米倉委員 例えばニュートンは、授業が嫌で嫌でしょうがないから、学生が到底ついてこれないような難しい話をして、みんなやめて一人も出てこなくなった、それで研究をやった。それが、万有引力の法則の発見につながった。これはやっぱり論外というので、能力は抜群なのでしょうけれども、天才ですから。実際になると、授業が大事なので、やっぱり発揮度はちゃんと観察して、たまには実際見ないといけないのではないかと。研究能力の方はしっかりあるけれども、実際の授業はお義理でやっている、シラバスがない、進行予定が見当つかぬ、話し方にメリハリがなくて聞いているのに苦痛、語尾不明瞭、こういうのはやはり駄目だと評価できるはずで、「評価」は難しいけれど、せめてこの程度の評価はできるし、しないといかぬ。

○柏木委員長 浦部委員がおっしゃったように、その辺は難しいですね。ちょっと考えただけでもものすごく問題があって、そう簡単には問題は解決しそうにもありません。評価した方がいいとは思いつつも、評価が実際具体的にできるのかどうかという問題までかなり突っ込んで考えないといけないので、ここで議論してもちょっと結論が出ないのではないのでしょうか。

○川端委員 日弁連のセンターで、教員審査の方法について意見書を出したけれども、あれをよく見ると、結局言っているのは、シラバスをもっと詳細なものを出させるべきだということと、場合によっては面接にしたらどうだと言っているだけで、いろいろ議論したけれども、結局それぐらいしか方法がなかったと。そういう意味で、なかなか難しいとは思いますが。でも、教育能力を見る何かを設置審査のときよりはやらなければいけないと思います。

○由岐事務局長 現実に、現地調査3日ですべての教員の授業は見られない。ある授業のコマはシーンとしていたけれども、ほかのコマでいいことを言っているときもあるものですから、継続的に見なければいけないという、浦部先生がおっしゃったように、教育というものを評価するというのは、

我々チャレンジしなければいけないと思っているのですけれども、世界でまだ成功した例はないと。しかし、みんな評価しなければいけないとは思っている事項ですから、何かアイデアがあれば、そこから取っかかっていこうという気はあるということだけご理解いただいて、もう少し考えさせて下さい。

○柏木委員長 少なくとも今の結論は、個別教員を評価するということと、それから実際の教育実態を見る、教育成果は見ないという結論は出たように思います。ちょっとこれ以上中身に入りますと、議論が錯綜しますので、次の項目に移らせていただきまして、成績評価や修了認定についての学生の異議申立手続について御議論願いたいと思います。私自身、資料 22 の 5 の成績、修了認定の一番最後の のところに、法学既修者認定が入っていますが、これは入学選抜と混同があるのではないかと思います。各法科大学院とも、この既修者認定と選抜をリンクさせておりますので、項目自体を選抜の項目の中に移した方がいいのではないのでしょうか。そうしますと、既修者認定、入学試験の選抜に対して異議申立手続を認めている法科大学院はないと思いますので、これも自動的に消えるということになるかと思えます。

そうしますと、今の成績評価や修了認定についての学生の異議申立というのは、入学してからの後の問題に限定されるということになります。これは学生の異議申立手続をベター項目として入れるのは当然のような気がしますけれども、いかがでしょうか。

実際問題として、試験をやりますと、たまに学生が成績評価がおかしいのではないかと、なぜかなのだと、なぜ不可なのかなんて聞いてきたりします。、それには教師はまじめに答えていると思えますので、大した問題はないのではないかと気がいたします。

○米倉委員 今のところは恐らく問題ないし、今委員長がおっしゃったように、私の教科でもそういう学生が来ますけれども、それに対しては、最優秀答案を用意しておいて、別室で見させる、君はこれを見よと言って、それが一番いい撃退法なのです。それと、彼らは自分の答案を本当にこの先生は見てくれたかという疑問があるので言うてくるのです。それに対する方策は、答案の隅っこの方にいろいろ印をつけて、私はそういうことまでして本当に見ているのだ、見ているから安心しろと、君の答案はちゃんと見た。そういうことで撃退しておりますので、いいのではないですか。そういうのを撃退法とする。

○柏木委員長 そういう疑問の申立ができるということは、何か制度的に担保されていなければいけないのだらうと思います。

○阿部委員 そうすると、今の大学というのはそういう手続はあるのですか。

○柏木委員長 いえ、どこでも明定はされていないと思います。

○小幡委員 今回ここで言っています、書面で不服申立の手続をする期間がありまして、我々書面で答えることになっています。

菊池委員 学校によってですね。

小幡委員 制度としてとっているかという様々です。

○柏木委員長 でも、何か成績に不満のある学生が来たときに問答無用で追い返すというようなことは、余り聞いたことがないから、規則として明定するかどうかは別として、学生の成績評価に対す

る疑問を聞くということは現実にはやっていると思います。

○納谷委員 ただ、不服申立があったときに、個別に、今委員長が言ったような形で対応してきたことは事実で私もやっています。最低限の答案を見せているとか、対応はしているのですけれども。そういう個別対応のことを異議申立というのか、先ほど小幡さんが言ったように、それとも制度としてそういうものをきちんと定めるのか。要するに、どちらかということを決めておかないと議論がうまくいかない。第三者が先生の評価と学生の不服を公平に見て判断するというところまで考えて、この異議申立という制度を考えるのかどうか。それによって大分違う。小幡さんの話も、多分個々の先生がただこういう形でちょっと答えただけですね。だから、本当に先生と学生との間で対立してぎりぎりの局面になったときに、第三者が見るといって異議申立手続を考えるとすれば、これはちょっと大きな問題が出てくると思うのです。そこは、はっきりと決めておく必要があるのではないかと。

○柏木委員長 その内容は、各法科大学院に任せられるのではないのでしょうか。第三者の評価ということになると、これは大問題になるだろうという気がします。例えば学説が全然違う先生が答案を見て、これは学生の言っていることが正しいなんてことになりかねません。

○納谷委員 いや、ある程度、先生の弁明と学生の弁明を聞いてどうこうという話は起きるかもしれない。科目評価のことのほかにも、もう一つの問題、修了認定の方は、総合的に決めていくわけですから、そういうことについては、第三者がきちんと判断を示してあげる必要があるかもしれない。

○柏木委員長 修了認定はちょっと別かもしれない。

○阿部委員 学校の意見なのか、先生個人の意見なのかというのはちゃんと区別できるようにしておかないと。

○飯田副委員長 これは、学生に対する説明責任の範囲の問題なのか、それともそれを超えて認定の適否そのものを争うという手順になるのか。段階が違うのですが。

○納谷委員 そういう制度を設けることがあるという話なので、あるとすれば、どんな形の制度があれば……。

○柏木委員長 第三者を入れると言うようなことまでは、多分ここでは言えないだろうと思います。したがって、ちょっとあいまいになりますけれども、適切な異議申立手続がなされているかというようなことを見ることにならざるを得ないのではないかとこの感じがしますけれども。

○長谷川委員 ここでは異議申立手続が規定されているかどうかということをも問うとなると、その異議申立制度はどのような制度なのかというのをきちんとしておく必要がある。規定していなくて、先生の善意でおこなう話とは基本的に質が違う、どこに異議を申し立てするということになると、異議申立したものの処理の仕方はどうするのかということについても、考慮しておかないといけないのではないかと。

○柏木委員長 多分、今の流れとしては、今まで各教員が個人的な努力で異議に対応していたものを、情報公開の原則から、きちっとその手続、異議申立ができるというようなことははっきりどこかに規定させるということになりますでしょうか。その内容は、先ほど小幡先生がちょっとご説明にな

ったようなことで、私は十分ではないかなという気がします。

○小幡委員 ある程度工夫は、各法科大学院ごとにあっていいと思うのですね。不認定の場合と、単なるA、B、Cのところの不服と分けるとか、いろいろな可能性がありますから。

○柏木委員長 そうですね。法科大学院に任せてもいいけれども、必ず規則として明示して、そういう権利が学生にあるよというようなことを示すことが大切なのだろうという気がいたします。

○長谷川委員 要するに自分の認定に対して意見を聞きたい、どうしてそうなったのかという説明を聞きたいというものと、異議を申し立てできるというものとは、基本的に違う。もし制度でそういうところを項目に入れるとすれば、ここは整理する必要があるのではないのでしょうか。企業の中で言うと、自分の評価制度と賃金というのは重なっているわけですね。そうすると、自分の評価が自分の賃金にはね返るわけですから、企業内に苦情処理制度を設ける。企業内の場合は、まず一番先にどこに申し立てるのか、その処理をどうするのか明らかにする。異議申立制度というほかにもあると思うのですけれども、この扱いは少し変ですね。

○飯室委員 異議申立があったときに、その処理に、第三者が関与するというのは論外だと思うのですけれども、どういう処理をしたということを一応文書にして残すみたいなルールを決めておけばいいのではないですか。文書にすることによって、異議申立を受けた人の公正な処理の仕方もある程度担保できる。そういうのができてしまえば、そういう制度にのる前の、言ってみればちょっと一言先生に聞いてみようぐらいのやつと、正式に異議申立するやつとわかってくるのだろうと思うのです。先生にちょっと聞いてみて、納得して下がってしまうような気がします。

○柏木委員長 あるいは、その書類を一応法科大学院の公文書として何年間か保存しなければいけないようなことでしょうか。

○飯室委員 何か記録を残した方がいいような気もしますけれども。そうすると、制度として、どこまでの記録を残すかわからないのですけれども。

○柏木委員長 議論を急ぎますと、次、資料 23 の 7 番の在籍者と総定員のバランスの問題ですが、在籍者と総定員とのバランス、在籍者にカウントするのは修了認定を受ける者のみか、部分履修者はどう扱うか、総定員は入学定員の 3 倍で見るとかということですがけれども、これは部分履修者も定員に見ていたのではなかったのでしょうか、設置審議会では。留学生も見ていましたよね。

○川端委員 フルの学生であって、科目履修生とかそういうのは考慮していません。

○柏木委員長 科目履修生というのは考慮していませんね。でも、フルだから、留学生は含む。

○川端委員 留学生は、もちろんフルで受け入れるかならば当然含めますね。

○柏木委員長 これは、決め方の問題で、とりあえずは今川端先生がおっしゃったように、フルで見るということでよろしいのではないのでしょうか。

それから、資料 23 の 8 番の適切な管理運営の問題ですが、評価項目とする必要があるか。カリキュラム、教員、自己改革体制等の項目に加えて、理事会や教授会の運営体制等も評価項目とする意味があるかということなのですが、これ設置審では一応設置の審査の対象になりまして、例えば独立性があるかというようなことを見ていましたので、やはりこれは評価項目とする意味があるのではないかと思いますけれども。

○飯田副委員長 その評価のポイントとしては、独立性とそのほか何か考慮する点はあるでしょうか。

○柏木委員長 例えばFD、ファカルティディベロプメントに対する評価なんかも入るのでしょうか。それは入らないですか。

○飯田副委員長 それは別のところで。

○柏木委員長 別のところにはありますか。その他、法科大学院設置のときに問題となったこととの関係では、FDとそれから教授会の独立性、それから例えばがらみなし専任教授が教授会に専任教授なのに参加することになっていない。専任教授だったら、法科大学院運営に直接参加させるべきだなんという議論もありました。

○川端委員 あと、専任教授でありながら、持っている授業時間はすごく少なくて、専任の実質が本当にあるのかというのがありますよね。

○柏木委員長 ある程度評価項目があるだろうと思います。

○由岐事務局長 これを絞らないと、範囲が広がってしまうという。

○柏木委員長 そうかもしれません。大分時間が過ぎてしまいましたが、一応この事務局がまとめた評価基準の検討課題は終わったわけですけれども、ほかにこの資料22の評価基準(案)について問題点はございますでしょうか。

○菊池委員 全然今までと論点が違うのですけれども、評価基準の中には、大学の法科大学院として健全な財政運営が行われているかというのは、私は基準であっていいのではないかなと思っているのですけれども。といいますのは、各項目を一生懸命やればやるほど、財政運営はつらくなる構造にはなっているわけですよね。一方で、やっぱり収入、支出、それは寄附金があってもいいし、ほかの学部からの援助があってもいいのですけれども、収支がバランスがとれていないということは、将来に向かっては、今はいいけれども、難しくなっていくことになりますから、そういう方向になっていったいいのかなと私は思うのですけれども、それは大学側に任しておけばいいので、評価委員会としてはさわらなくていい話なのか、ちょっと私もわからないので。私は入れてもいいのではないかと。全然違う角度。収入と支出をバランスしているかというだけの話なのです。

日和佐委員 それは外部監査が入るんですよ。

菊池委員 監査は、正しく数字が表現されているかというのが監査ですよ。赤字になってはだめだというのが監査です。だから、それをどう評価の中に入れるかという問題だろうと。入れなくても監査が行われるから、そこら辺を気にして大丈夫ということになればいいのかもしれません。

○柏木委員長 でも、それはどこで見るとでしょうか。法科大学院だけで見るとでしょうか、大学全体で見るとでしょうか。というのは、どこの法科大学院も大体毎年赤字になる予測なのです。大学が法科大学院の赤字を補てんすることを覚悟しているのです。補てんするような収益性のよい学部が他にあるかというところまで見ますとこれは難しい。

○菊池委員 それをやらないと、すぐ破綻するような仕掛けになっているというふうに理解すればいいのですか。

○飯田副委員長 それは、議論していて難しいところなのですけれども、一つは法科大学院単体での財政というのがあるのかどうかということですね。この評価が、教育を中心に見るという観点から、

機関の評価をするのではないものですから、この評価の対象とするかどうかは私ども悩んでいるところでございます。

○菊池委員 質の高い教育を求めたい人があればあるほど、裏の事情をよくわかっている、どこまで現実的に可能かというのはあるわけですね。それは相手が考えることで、こちらは一方的に質を高めていけばいいのだという、そういう割り切り方でいいのかな。

○飯田副委員長 この評価の本質にかかわる問題だと思うのですが。

○菊池委員 私は、やっぱり実情というか、実態の中で、でもその範囲でこういう努力をすればもっと質を高められるのではないかとということまでいかない、何か言うことばかり言うのだけれども、おまえやってみろと言われてたらできないというようなことを言うべきではないのではないかとこの気もする。

○飯田副委員長 ただ、財政を理由に教育の質を落としてはいけないわけですから、教育の実態そのものを我々は評価すればいいという考えではないのかなと思うのですね。

○菊池委員 でも、長続きしないようでは困るのですよね。

○川端委員 長続きするかどうかは、設置審のときは法人審査の対象で、法人審査でちゃんとその財政基盤だとかというのを見ているけれども、とにかくこの法科大学院も大出血サービスを前提に構想されています。1校だけの法科大学院大学というところは、そういう意味では非常にきびしいですけれども。財政運営ということになると膨大な資料を見なければいけませんし、無理ではないでしょうか。

○飯田副委員長 この法律が、法科大学院の教育研究活動の状況が評価基準に適合しているか否かの認定をするようになっておりますので、財政状況は入っていないというようにも考えているのですけれども、いかがでしょうか。

○菊池委員 ちょっと気になっただけで、皆さんのお考えを聞いてみたいと思ったのですが。ありがとうございました。

○宮川委員 この注のところで*印が付けてあるのですけれども、例えば 11 ページの 4 で「法律基礎科目は、各科目毎に、1人の専任教員が全クラスにつき責任を持つ体制が望ましい」となっていますよね。これはこういうことでよろしいのですか。

○川端委員 例えば大規模校で、民法 のクラスは5あったときに1人の専任教員が全部見ている必要はないでしょう。

○宮川委員 数人の教員による競争講座があるということがある……。

○柏木委員長 これはもう一度、今おっしゃったところとの関係で、設置基準との整合性をとらなければいけないと思うのです。

それから、資料 22 の 10 ページの 4 の 3 番目のぼつ(・)のところに書いてあります「専攻分野毎に専任教員がおり」というのも、専攻というのは法科大学院が通常大学院の中の一つの専攻を構成していますから、これは意味をなさない、この辺もうちょっと整理の必要があるだろうということは感じております。

○宮川委員 それから、11 ページの 14 で、先ほどの議論とちょっと関連するのですが、「法曹実務に

触れつつ最先端の研究を行うことは、教育の質の向上にとって重要である」という部分。法科大学院にいる間は大学院の教育に専念するというだけでもよいのではないか。また、研究は最先端の研究でなくとも良いわけで、さらに研究は法曹実務に触れつつしなければならないものでもない。削除されたらと思います。

柏木委員長 わかりました。ほかに何かありませんか。

宮川委員 8ページから9ページにかけての13のところは、非常にわかりにくいのでもう少し整理していただきたいと思います。それから、法律基礎科目という言葉を使ったり、法律基本科目という言葉を使ったり、また、日本語として練られていない表現がいろいろあるので、適正な日本語に直した方がいいと思います。

亀井委員 法学既修者認定について、14ページの注7ですが、「適切に」の解釈基準が各所では示されているんですが、ここだけがないんですね。ここは大事なところで、法学既修者の認定が適切になされているかについては、設置審でも結構議論になったところなので、例えば、憲民刑だけの試験をやっているのに、民訴・刑訴を免除するとか、どうしてそうなるかというような問題があって、そこは例えば学部の成績を参考にするとか、学部といってもいろいろな大学から来るのではないのかというような問題がありましたので、やはり免除する科目と試験との対応性あたりを具体的に「適切な」という中に全体として展開していただいた方がよいと思います。

米倉委員 11ページの注14にある、「法曹実務に触れつつ最先端の研究を行うことは、教育の質の向上にとって重要である。月当たりの時間や年間での日数確保、研究休暇・サバティカル等による」というところは混乱している。10ページの表を見ますと、「教育体制の維持・向上に向けての組織的取組み」のところの、「教員に研究活動をする時間が確保されていること」というところは、この意味が大切だと思う。法科大学院の教員である以上は、まず教育をやって下さい。そのうえで研究休暇体制を別途つくって、それにあつた人は研究に専念してもらって、しばらく研究してから戻ってきて下さいというように、この注14もこれでいいのではないのでしょうか。法科大学院の教員をやりながら研究活動を同時にやれというのは無理だと思うんですね。

宮川委員 月当たりの時間や年間での日数確保というところは削らないと。

米倉委員 削らないと混乱してしまいますね。

○柏木委員長 だいぶ時間も過ぎましたので、この辺で一応この評価基準案の議論は終わりたいと思います。議長の不手際で、大分積み残しがありますけれども、飯田先生、議題の最後の点だけちょっと簡単に報告いただけますか。

○飯田副委員長 資料34をごらんいただきたいと思いますが、昨年末から各法科大学院の方に訪問しまして、評価基準等についてのご意見を伺うということで、現在の取り組み状況についてディスカッションをしております。その状況をまとめましたのが34でございまして、これについては江森事務局員の方から簡単にご報告いただけますか。

○江森事務局員 簡単にご説明させていただきますと、本日までに広島修道大学まで17校回らせていただいております。お手元の資料にあるご意見の要旨は、私の方で適宜まとめさせていただいたものでございますが、いろいろな論点についていいご意見をいただいておりますので、ぜひ見ていただきたいと

思います。今後、全部で23大学の訪問が決まっておりますが、一応の目標としては全校回ってみようというように考えております。今日いらっしゃる先生方の学校へもぜひ伺いしたいと思っておりますので、この後個別にお時間をいただいて、日程の設定などのご協力をお願いいたします。

○柏木委員長 ありがとうございました。

大分時間が超過してしましまして、しかも積み残しが出てしましましたが、積み残しはまた次回ご検討いただくことにいたしまして、とりあえず今日はこのところで第3回認証評価検討委員会の討議を終わりたいと思います。

ご多忙中、長時間本当にありがとうございました。

次回は、2月19日、3時からでございますので、またよろしく願いいたします。